

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）に提出された書面です。

平成 31 年(ワ)第 3465 号国家賠償請求事件

原告 大江千束ほか 9 名

被告 国

証拠説明書 7 （甲 A 号証）

2020 年 9 月 2 日

東京地方裁判所 民事第 16 部乙合議 B 係 御中

原告ら訴訟代理人 上 杉 崇 子

同 寺 原 真希子

号証	標目	原本 写し の別	作成年月 日	作成者	立証趣旨
210-1	意見書	写	2020 年 7 月 11 日	二宮周平	立命館大学法学部二宮周平教授 の意見書。 ○明治民法以降現行婚姻法に至 る婚姻法の沿革と原理の変遷。 明治民法以降生殖能力が婚姻の 要件とされたことはないこと ○現行婚姻法の立法目的と婚姻 法の原則に照らせば、同性間の 婚姻を排除する正当な理由は無 く、むしろ同性婚を法制化する 必然性があること ○婚姻制度に対して社会的に期 待される役割や、個人から見た 婚姻の目的の面からも、婚姻の 目的を生殖と子育てとすることは 正当化されず、異性間に婚姻 を限定する理由が存在しないこ と

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」東京訴訟（東京地裁）に提出された書面です。

					○同性婚を認めても現行婚姻法が構築してきた社会秩序に影響を与えるものではなく、むしろ積極的な意義を持つこと
210-2	引用文献等一覧	写し	2020年8月	原告ら代理人	二宮周平教授意見書の引用文献等一覧(初出順)